

大阪広域環境施設組合議会定例会の回数に関する条例

平成27年2月20日条例第2号

最終改正：令和元年7月23日

大阪広域環境施設組合議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。